

女性活躍推進情報発信事業業務委託 募集要項（公募型プロポーザル）

募 集

この業務に応募される事業者は、必ずこの「募集要項」をお読みください。

【主なスケジュール】

- | | |
|------------|------------------|
| ・公募開始 | 令和5年12月27日（水） |
| ・質問期限 | 令和6年1月10日（水）午後5時 |
| ・参加申出書提出期限 | 令和6年1月22日（月）午後5時 |
| ・企画提案書提出期限 | 令和6年2月5日（月）午後5時 |
| ・プレゼンテーション | 令和6年3月上旬 |

1 業務名称

女性活躍推進情報発信事業業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業の趣旨

大阪市においては、男女共同参画推進条例の理念及び同計画に基づき、社会のあらゆる分野での女性活躍の推進に向けて、企業等に対しては、女性にとって働きやすい職場環境の整備の促進に向けた啓発・支援を、女性に対しては、就労促進に向けた働く意義や、地域における活躍に向けた相談・啓発事業を、また、性別を問わず、ワーク・ライフ・バランス等に関する啓発事業を実施している。

これらの効率的・効果的な事業展開のためには、ICT技術を用いた情報発信ツール（ウェブサイト、ソーシャル・ネットワークング・サービス（以下「SNS」という。）など）のそれぞれが持つ特性を活かしつつ、より多くの大阪市民に対し、確実に情報を届け、市民啓発の促進や、相談窓口・イベントへの集客を図る必要がある。

以上を踏まえ、本事業においては、定性的には、適時・的確に情報発信を行うとともに、定量的には、各情報発信ツールのユーザー数の拡大を図っていくこととする。

(2) 業務内容

- ・ウェブサイト・SNS等の運営
- ・ウェブサイトでのコンテンツ発信
- ・SNS等による情報発信
- ・レイアウトの改善
- ・広報・周知

※ 詳細は別添仕様書のとおり

(3) 事業規模（契約上限額）

金 2,304,324 円（消費税を含む）

※契約の締結は、令和6年度予算が発効したときとする。

(4) 契約期間

令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日

(5) 履行場所

本市指定場所

(6) 費用負担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）の規定に基づき、委託契約を締結する。

契約内容は本市と協議の上仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

- (2) 委託料の支払い
業務完了後、業務完了届を発注者へ提出し検査を行った上で、受注者からの請求により支払うこととする。
- (3) 契約書案
別紙参照
- (4) 契約保証金
契約保証金 免除
保証人 否
- (5) その他
契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた時は、契約の解除を行う。

4 応募資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (5) 公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (6) 直近 2 箇年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税（土地・家屋、償却資産）を完納していること。（ただし、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置を受けている場合は、この限りではない）
- (7) 事業者が共同体を結成して申請する場合は、次の要件をすべて満たしているときに限り可能とする。
 - ア 各事業者は、共同体の代表となる事業者（代表者）を決め、代表者が全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
 - イ 参加申出以後、代表者及び共同体を構成する事業者（構成員）の変更は認めない。
 - ウ 代表者及び構成員は、(1)～(6)の要件をすべて満たしていること。
 - エ 代表者とならない事業者にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
 - オ 参加申出時に共同体の協定書（様式自由）の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、それぞれの事業者の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
 - カ 単独で応募した事業者は、共同体の構成員となることはできない。
 - キ 各構成員は、複数の異なる共同体の構成員となることはできない。

5 応募手続き等に関する事項

(1) 公募型プロポーザル応募にかかる質問について

ア 提出期限

令和6年1月10日(水)午後5時まで

イ 質問への回答予定日

令和6年1月16日(火) 予定

ウ 質問の提出について

- ・ 「女性活躍推進情報発信事業業務委託応募にかかる質問票」(別紙1)により、期限までに「7(2)担当」へ提出すること。
- ・ 提出は必着とし、メール・ファックスでの送信も可とする。ただし、メール・ファックスによる提出の場合は電話により「7(2)担当」へ送信した旨を連絡すること。
- ・ すべての質問をとりまとめた上、本市ホームページにて回答を公表する。

(2) 参加申出受付及び参加指名通知

ア 受付期限 令和6年1月22日(月)

- ※ 受付時間は、午前9時から午後5時まで(ただし、土曜日・日曜日・祝日及び午後0時15分から午後1時までを除く)

イ 提出書類

- ① 女性活躍推進情報発信事業業務委託公募型プロポーザル参加申出書(別紙2)
- ② 登記事項証明書(現在事項証明書、全部事項証明書のいずれも可。提出前3箇月以内に発行されたもの、最新の情報を反映したもの:写し可)(任意団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約)
- ③ 印鑑証明書(提出日前3箇月以内に発行:写し不可)
- ④ 使用印鑑届(別紙3)
- ⑤ 申請内容確認書(実印押印 要) (別紙4)
- ⑥ 団体目的等についての誓約書 (別紙5)
- ⑦ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書(提出日前3箇月以内に発行されたもの:写し可)(税務署の様式その3、その3の2、その3の3、その1のいずれかの様式で提出すること。様式その1により提出する場合は、直近2箇年分の納税が確認できること。)。ただし、非課税で本証明書が提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。
- ⑧ 直近2箇年の市町村民税並びに固定資産税(土地・家屋、償却資産)の納税証明書(提出日前3箇月以内に発行されたもの:写し可)。ただし、営業が2年未満の者もしくは非課税で本証明書が2箇年分提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。
- ⑨ 委任状(共同体での申請の場合のみ) (別紙6)
- ⑩ 協定書(共同体での申請の場合のみ) (様式自由)

※ 共同体での参加の場合、②~⑧は各構成員分提出すること。

※ 令和4・5・6年度本市入札参加有資格者名簿に登録されている者については、②~⑤、⑦、⑧を省略できるものとする。

※ 申出書類の作成及び提出にかかる費用は、申出者の負担とする。

※ 上記⑦及び⑧について、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置により納税の猶予がある場合は、その旨確認できる書類を提出すること。

- ウ 提出部数 1部
- エ 提出場所 「7(2)担当」まで持参
- オ 参加指名通知 令和6年1月29日(月)付(予定)で交付し、指名されなかった申出者については、その理由を付した通知書を交付する。

(3) 企画提案書の提出

- ア 提出できる企画提案書は1種類とする。
- イ 企画提案書は、A4版15枚(両面)までとし、様式は自由とする。
ただし、別紙7を表紙として添付すること。
- ウ 企画提案書の記載項目は、次のとおりとし、各項目について具体的に記載すること。
 - ① 本事業に対する考え方
 - ・ 本事業の趣旨を踏まえ、本事業についての考え方や提案する業務を実施することで得られると期待される効果を記載すること。
 - ② 業務内容(下記【業務の基本的進め方】を踏まえ、仕様書の項目に沿って具体的に記載すること)

【業務の基本的進め方】

適時・的確な情報発信を行うため、発信先(女性・男性の別、個人・企業の別、学生・社会人・主婦の別など)及び発信内容(ストック情報・フロー情報の別、情報の有用性など)、これを発信する手段(プッシュ型・プル型の別、各情報発信ツールの特性など)を精査の上、これらを適切に組み合わせること。

また、各情報発信ツールのユーザー数の拡大を図っていくため、広報・周知やプッシュ型による情報発信の拡大、レイアウトの改善等により、分かりやすく、魅力的な情報発信を行うこと。

<ウェブサイト・SNS等の運営>

- ・ 保守管理・情報管理体制について、担当者と役割を明確に記載すること。

<ウェブサイトでのコンテンツ発信>

- ・ 発注者が発信及び修正を指示するコンテンツを発信及び修正するための体制について、担当者と役割を明確に記載すること。
- ・ 「受注者の創意工夫によるコンテンツ」については、本市が取り組む女性活躍推進施策の趣旨や課題を十分に踏まえた上で、そのテーマや内容、デザインを、作成するコンテンツの実例を挙げて提案すること。※
- ・ 提案する「受注者の創意工夫によるコンテンツ」の実例の中には、女性のキャリアアップ、多様で柔軟な働き方の実現、男性の家庭参画など、女性活躍の進展に力点を置いたものを必ず含めること。
- ・ 年間計画(発信する内容とコンテンツの発信時期)を記載すること。

- ・コンテンツの作成にあたって、女性の活躍推進に関する状況や課題を熟知する者が監修を行う体制について記載すること。

< SNS等による情報発信 >

- ・ Facebook、X（旧ツイッター）（以下「X」という。）、YouTube、Instagram、LINE 公式アカウント等、それぞれのツールの特性を踏まえ、本事業においてどのように活用していくか、また、実施することで期待される効果について提案すること。
- ・ ユーザー数（アクセス数、リーチ数、フォロワー数等）の拡大につながる効果的なプッシュ型情報発信の内容やイメージについて、実例を挙げて提案すること。※
- ・ なお、提案にあたっては、各情報発信ツールのユーザーにとって本市アカウントに新規登録や登録を継続することが有益と思われるような情報発信となるよう留意すること。
- ・ 本事業の対象となるウェブサイト、Facebook、X、YouTube、Instagram、LINE 公式アカウント「以外」の情報発信ツールを活用する場合は、使用する情報発信ツールの特徴や活用方法、そのイメージ、その効果を提案すること。

< レイアウトの改善 >

- ・ レイアウトの改善について、実際に作成するウェブサイトのレイアウトや、機能・効果について、実例を挙げて提案すること。※

< 広報・周知 >

- ・ 情報発信ツールにおけるユーザー（アクセス数、リーチ数、フォロワー数等）の拡大につなげるための手法について、提案すること。
- ※ 提案にあたっては、実際の画面イメージや画面遷移などを説明するため、後述のプレゼンテーション審査において、プロジェクターなどを用いて、デモンストレーションを行うことができる。ただし、その内容は必ず提案書にも記載すること。

③ 事業の実施体制

- ・ 当該事業の実施にかかる従事者の役割を示して、それぞれが従事する主な業務内容、事業内容を実現できる体制であること、業務の指揮命令系統及び各従事者の責任範囲を明確に記載すること。

④ 事業の効果、成果指標及び目標数値

- ・ 提案した業務を実施することで期待できる効果を具体的に記載すること。
- ・ 「仕様書7」にかかる目標数値を設定し、どのようにして達成させるのか具体的に記載すること。

⑤ 実施スケジュール

- ・ 本業務全般にわたる具体的なスケジュールを記載すること。

⑥ 経費内訳書（提案見積と積算根拠）

- ・ 経費の内訳を詳細にし、積算の妥当性が分かるように記載すること。
- ・ 経費内訳書の項目は、人件費、交通費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、謝礼金、広報費、その他必要な経費の項目とする。ただし、飲食費は委託料に含まない。

⑦ 「大阪市女性活躍リーディングカンパニー」認証を受けている場合は、それ

を証する書類

- エ 参加指名通知後から令和6年2月5日（月）午後5時までを受付期間とする。
※ 受付時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、土曜日・日曜日・祝日及び午後0時15分から午後1時までを除く）
- オ 提出部数は、正本1部、副本（マスク有）10部とする。
※ マスキング・・・申請団体の商号又は名称（略称を含む）、同団体の所在地、電話番号及びファックス番号、代表者氏名（副代表や理事長など当該団体の代表者たる立場を有する者の氏名を含む）
- カ 「7（2）担当」まで、持参により提出すること。
- キ 企画提案書の記載において、事業者が特定されないよう、表現に注意すること

6 選定に関する事項

（1）選定基準

審査は、事業趣旨を踏まえた観点から選定基準と配点を設け、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

1名の選定委員の1企画提案に対する配点（100点を満点とする）

	項目	配点
1	本事業に対する考え方	10点
2	ウェブサイト・SNS等の運営	10点
3	ウェブサイトでのコンテンツ発信	20点
4	SNS等による情報発信	10点
5	レイアウトの改善	15点
6	広報・周知	10点
7	事業の実施体制	5点
8	事業の効果、成果指標及び目標数値	5点
9	実施スケジュール	5点
10	経費内訳書（提案見積と積算根拠）	5点
11	「大阪市女性活躍リーディングカンパニー」認証	5点

（2）選定方法

- ア 本企画提案の審査については、大阪市女性活躍推進情報発信事業業務委託事業者選定会議が行い、その意見を受けて選定する。
- イ 選定委員は、（1）の選定基準に沿って企画提案書の審査を行う。
- ウ プレゼンテーション審査
- ・プレゼンテーション審査は令和6年3月上旬に開催を予定している。
 - ・プレゼンテーション審査に出席できない場合は、選定対象から外れる。
 - ・プレゼンテーション審査の時間及び会場については、後日通知する。
- ※ プレゼンテーション審査時の追加資料は認めない。
- エ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、「本事業に対する考え方」の得点が高い方に決定する。また、選定に要する最低点は平均60点（3名の委員の

合計点が 180 点) とし、最低点に満たない場合は採用しない。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、すべての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

選定結果の通知を受けた参加者は、その審査結果について疑義があるときは、書面を「7 (2) 担当」に提出することにより、審査結果の内容について説明を求めることができる。

7 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。
(大阪市情報公開条例に基づく公開を除く)
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。(大阪市が補正等を求める場合を除く。)
- カ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 担当

大阪府市民局ダイバーシティ推進室雇用女性活躍推進課

〒530 - 8201 大阪市北区中之島 1 - 3 - 20

電話番号：06 - 6208 - 7655 ファックス：06 - 6202 - 7073

メールアドレス：ca0011@city.osaka.lg.jp